

電力供給契約書（案）

西原町教育委員会（以下「甲」という。）と（小売り電気事業者登録番号 ）（以下「乙」という。）は、西原町立小中学校（6校）で使用する電気の供給に関し、次のとおり需給契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲が必要とする電力を安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は別紙「契約金額」のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含むものとする。

（供給場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

- （1） 場所 別紙記載の施設を電力供給対象とする。
- （2） 期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

（契約電力等）

第4条 契約電力及び予定使用電力量は、仕様書に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を増減することができる。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給（託送）条件によるものとする。

（契約電力の決定）

第5条 各月の高圧電力の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500キロワットを超えて変更する必要がある場合は、最大需要電力等をもとに発注者と受注者の協議により定めることとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、この契約に係る保証金を免除するものとする。

（計量）

第7条 使用電力量の計量は、毎月1日に一般送配電会社が設置した記録型計量器により計量するものとする。

- 2 前項で定めた日に検針を行うことができない場合は、翌日以降速やかに行うものとする。

（料金の算定）

第8条 電力の使用に対する代金の算定は、1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

- 2 料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(電気料金の請求及び支払)

第9条 乙は、第7条に定められた計量後、第2条及び前条に基づき算定した料金の額を電気料金として甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な電気料金の請求書が提出されたときは、請求日の翌日から起算して30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(事情変更)

第11条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災、その他の不可抗力の原因によらないで、電力の供給を行わないとき。

(2) 正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、不正な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第 13 条 天災その他不可抗力の原因又は前条第 1 項第 2 号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用量電力量に第 2 条に定める契約金額を乗じて得た額 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(談合等による解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 7 条の 2 に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責め負わない。（損害賠償の負担）

第 15 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第 12 条の規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定める。

4 前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として排除措置命令又は刑が確定した日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第 3 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第 2 条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も同様とする。

5 甲は、乙が独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を同法第 7 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定により減免されたときは、前項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(秘密の保全)

第 16 条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第 3 条で定める契約期間終了後、又は、この契約解除後においても同様とする。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 18 条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する
ものとする。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 沖縄県中頭郡西原町字与那城 1 4 0 番地の 1

氏 名 西原町教育委員会教育長 新島 悟 印

乙 住 所

氏 名

印

(別 紙)

電 力 供 給 仕 様 書

〔高圧施設〕

1. 坂田小学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6129-0017-4150-0000	
供給先住所	西原町字翁長 6 2 7 番地	〒903-0117
料金プラン	業務用電力	
契約電力	465 k W	
予定使用電力量	485,397 k W h	

(2) 高圧電力料金表 (消費税込み)

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039

2. 西原小学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6006-0004-1140-0000	
供給先住所	西原町字与那城 3 5 3 番地	〒903-0111
料金プラン	業務用電力	
契約電力	334 k W	
予定使用電力量	346,152 k W h	

2) 高圧電力料金表 (消費税込み)

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039

3. 西原東小学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6125-0002-7180-0000	
供給先住所	西原町字嘉手苅 9 0 番地	〒903-0102
料金プラン	業務用電力	
契約電力	230 k W	
予定使用電力量	233,716 k W h	

(2) 高圧電力料金表（消費税込み）

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039

4. 西原南小学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6079-0002-8130-0000	
供給先住所	西原町字安室 1 2 3 番地の 2	〒903-0113
料金プラン	業務用電力	
契約電力	218 k W	
予定使用電力量	276,883 k W h	

(2) 高圧電力料金表（消費税込み）

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039

5. 西原中学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6153-0004-0120-0000	
供給先住所	西原町字翁長 2 3 8 番地	〒903-0117
料金プラン	業務用電力	
契約電力	295 k W	
予定使用電力量	407,246 k W h	

(2) 高圧電力料金表（消費税込み）

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039

6. 西原東中学校

(1) 高圧施設情報

項目	内容	備考
供給地点特定番号	10-1002-6019-0005-4270-0000	
供給先住所	西原町字小那覇 3 0 8 番地の 1	〒903-0103
料金プラン	業務用電力	
契約電力	307 k W	
予定使用電力量	333,661 k W h	

(2) 高圧電力料金表（消費税込み）

料金プラン		基本料金 (円/kW)	電力量料金 (円/kWh)	
			夏季	その他季
業務用電力	6,000 ボルト (交流 3 相 3 線式)			

注記① 夏 季：毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、その他季：「夏季」以外の期間

(3) 請求書発行先および連絡先

請求書発行先	担当者	電話番号
西原町字与那城 1 4 0 番地の 1	教育総務課	098-945-5039